

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の修正箇所及び修正理由

<修正の概要>

- 本評価書の対象となる給付金事務を明確にし、根拠法令等を追記する等、当該事務の内容及び流れを具体的にイメージできるよう記載を見直した。
- 本評価書の対象となる特定個人情報を取り扱う部分と、本評価書の対象とならない通常の個人情報を取り扱う部分を区別し、前者の部分に限った評価とするよう記載を見直した。
- 関係部署等への確認を行った結果、団体内統合宛名番号自体は特定個人情報に該当するものではなく、本評価書で対象となる範囲は、情報提供ネットワークシステムによる公金受取口座の照会部分であることが判明したため、特定個人情報の取得、保管及び削除等に関する記載を見直した。
- リスク対策の評価については、各リスク項目における事務及びシステムの特性等を考慮した上で、典型的なリスク対策を講じている場合は「十分に行っている」とし、札幌市として特に積極的に取り組んでいる場合や独自の取り組みを実施している場合は「特に力を入れている」とするよう記載を見直した。

修正箇所	修正前	修正後	修正理由
評価書番号		<u>42</u>	新規附番
評価書名	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 全項目評価書	<u>令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務 全項目評価書</u>	対象とする給付金の明確化
個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	札幌市は、 <u>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</u>	札幌市は、 <u>令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付)の支給業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</u>	対象とする給付金の明確化
I 1. 特定個人情報ファイルを	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯	<u>令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付)の支</u>	対象とする給付金の明確化

取り扱う事務 ①事務の名称	<u>金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務</u>	<u>給に関する事務</u>	
I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<u>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第 38 号)第 10 条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</u> <u>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</u> ○ <u>令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務</u>	<u>札幌市では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第 74 条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務」(令和6年2月 16 日デジタル庁、総務省告示第7号。以下「デジタル庁・総務省告示」という。)に規定する令和6年度物価高騰対策給付金の支給を実施するため、令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務を行っている。</u> <u>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号)第9条第1項及び別表 135 の項により個人番号を利用することができるのは、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」とされており、デジタル庁・総務省告示では、「令和6年度物価高騰対策給付金(略)の支給を実施するための情報(略)の管理に関する事務」と定められている。</u> <u>については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</u> ○<u>令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務</u> <u>①調整給付対象者について、公金受取口座の登録有無</u>	実施根拠を追記

		<u>を確認する。</u> <u>②公金受取口座の登録有無に応じて、書類(支給のお知らせ・確認書)を送付する。</u> <u>③返送された確認書に基づき、支給要件を確認する(支給のお知らせ対象者は書類の返送を要しない)。</u> <u>④調整給付の支給を行う。</u> 《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)》 <u>特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。</u> <u>※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。</u>	
I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2②システムの機能	<u>中間サーバー・プラットフォームと庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などの要件が、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。</u> …(略)…	<u>札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。</u> …(略)…	文言整理
I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3②システムの機能	<u>団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</u> …(略)…	<u>札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</u> …(略)…	文言整理

I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4②システムの機能	既存住基システムより住民基本台帳の情報を受領し、情報を再編成のうえ、庁内の住民基本台帳の情報を必要とするシステムへ、情報移転するためのシステム機能を有する。住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムにのみ住民基本台帳の情報を連携する。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムで発生した異動データを受領し、情報連携が認められた情報移転先のシステムに、必要と認められた項目について送信する。 2 住記異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信された異動データについて、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 …(略)…	<u>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムに対してのみ行う。</u> 1 既存住基システムからのデータ受領 <u>既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。</u> <u>2 住民記録の異動情報の連携</u> 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信された<u>データ</u>を、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 …(略)…	文言整理
I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5②システムの機能	<u>システム基盤(個人基本)より住民基本台帳の情報を受領し税業務(個人住民税等)で活用するとともに、個人(および法人)を管理し、宛名情報、応対記録及び口座情報などを集約管理する機能群である。</u> …(略)…	<u>札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し税業務(個人住民税等)で活用する。個人(及び法人)の宛名情報、応対記録及び口座情報などを集約管理する。</u> …(略)…	文言整理
I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5③他のシステムとの接続	○その他(システム基盤(団体内統合宛名、個人基本))	○その他(システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、<u>庁内各業務システム</u>)	記載漏れ
I 5. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	法改正対応等

	第9条第1項 <u>別表 101 の項</u> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(<u>平成 26 年内閣府・総務省令第5号</u>) 第 74 条	第9条第1項 <u>別表 135 の項</u> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第 74 条 <u>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第 74 条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務(令和6年2月 16 日デジタル庁、総務省告示第7号)</u>	
I 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 <u>第 19 条第1項第8号 別表 121 の項</u> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(<u>平成 26 年内閣府・総務省令第7号</u>) <u>第 59 条の4</u>	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 <u>第 19 条第8号</u> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 <u>第2条の表 160 の項及び第 162 条</u> <u>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報(令和6年2月 16 日デジタル庁、総務省告示第8号)</u>	法改正対応等
(別添1)事務の内容	<u>(図の差し替え)</u>	<u>(図の差し替え)</u>	詳細な図へ差し替え
(別添1)事務の内容 (備考)	<事務の流れ> <u>①住民税システムから抽出した課税情報を、国提供の算定ツールに投入することで給付金の支給対象者情報を抽出し、調整給付金システムに取り込む。</u>	<事務の流れ> <u>① 住民税システムに登録されている住民税課税情報を抽出する。</u> <u>② ①で抽出したデータから、インプットファイルを作成す</u>	図の差し替えに伴う文言整理

	<u>②支給対象者情報に団体内統合宛名を紐づけ、公金受取口座情報を取得するため中間サーバ経由でデジタル庁に照会する。</u> <u>③支給対象者の公金受取口座情報を取得する。</u> <u>④支給対象者に印刷物を送付するための支給対象者情報および取得できた口座情報を委託事業者に提供する。</u> <u>⑤委託事業者から、支給対象者に対し、申請書類等を送付する。</u> <u>⑥口座情報が入手できなかった対象者および振込口座を変更する対象者から、口座情報を入手する。</u> <u>⑦委託事業者は、札幌市に支払いのための必要情報を提供し、札幌市は指定金融機関に支払いを依頼する。</u> <u>⑧支給対象者に給付金が支給される。</u> <u>※委託事業者は、特定個人情報を取り扱わない。</u>	<u>る。</u> <u>③ ②で作成したインプットファイルを、調整給付のための算定ツールに登録する。</u> <u>④ ③で出力されたアウトプットファイルから、給付金の支給対象者を抽出する。</u> <u>⑤ ④で支給対象者となった方について、委託業者へアウトソーシングデータを提供する。</u> <u>⑥ ④で支給対象者となった方について、公金受取口座の照会用ファイルを作成する。</u> <u>⑦ ⑥で作成したファイルを、市中間サーバに登録する。</u> <u>⑧ ⑦で出力された照会結果ファイルから、団体内統合宛名番号を削除し、住民コードを付加した上で、公金受取口座情報を委託業者へ提供する。</u> <u>⑨ 支給対象者の公金受取口座の有無に応じて、支給のお知らせ又は確認書を送付する。</u> <u>⑩ 支給対象者に対し、給付金を支給する。</u> <u>※ なお、委託業者が特定個人情報を取り扱うことはない。</u>	
Ⅱ 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	調整給付の支給要否を判定する必要がある者 <u>《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)》</u> <u>特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。</u> <u>※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施す</u>	調整給付の支給要否を判定する必要がある者 <u>(削除)</u>	文言整理

	<u>ることとされている。</u>		
Ⅱ 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	○個人番号 ○個人番号対応符号 ○その他識別情報(内部番号) …(略)…	(削除) ○個人番号対応符号 ○その他識別情報(内部番号) …(略)…	システム用ファイルには個人番号が記録されないことに伴う文言整理
Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	○本人又は本人の代理人 ○評価実施機関内の他部署(システム管理課、市民税課) ○行政機関・独立行政法人等	(削除) ○評価実施機関内の他部署(デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課、財政局税政部市民税課) ○行政機関・独立行政法人等	本人又は本人の代理人から特定個人情報を入手しないことに伴う文言整理等
Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	○紙 ○情報提供ネットワークシステム ○その他(住民基本台帳システム、税務システム、庁内イントラシステム、書面、電話)	(削除) ○情報提供ネットワークシステム (削除)	情報提供ネットワークシステムにおいてのみ特定個人情報を扱うことに伴う文言整理
Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	○住民基本情報 (入手元)システム管理課 (入手頻度・時期)対象者抽出時及び支給決定時 ○地方税関係情報 (入手元)市民税課及び他市町村 (入手頻度・時期)対象者抽出時及び支給決定時 ○公金受取口座情報 (入手元)デジタル庁 (入手頻度・時期)支給決定時 ○給付金支給口座情報 (入手元)本人又は本人の代理人 (入手頻度・時期)確認書提出時	○住民基本情報 (入手元)デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課 (入手頻度・時期)随時 ○地方税関係情報 (入手元)財政局税政部市民税課 (入手頻度・時期)対象者抽出時 ○公金受取口座情報 (入手元)デジタル庁 (入手頻度・時期)対象者抽出時 (削除)	本人又は本人の代理人から特定個人情報を入手しないことに伴う文言整理等
Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用	入手頻度は必要最小限に限り、それぞれ以下のとおり入	入手頻度は必要最小限に限り、それぞれ以下のとおり入	本人又は本人の代理人から特定

用 ④入手に係る妥当性	手している。 ○住民基本台帳情報 支給対象者となる者を把握するために、住民基本台帳システムから入手している。 ○地方税関係情報 支給対象者となる者を把握するために、<u>税務システム</u>から入手している。 ○公金受取口座情報 支給対象者について中間サーバを使用し、情報提供ネットワークシステムを通じて入手している。 ○給付金支給口座情報 <u>市で口座情報を把握していない場合及び公金受取口座以外の口座に給付金の支給を希望する場合に限り、本人又は本人の代理人から口座情報を取得している。</u>	手している。 ○住民基本台帳情報 支給対象者となる者を把握するために、住民基本台帳システムから入手している。 ○地方税関係情報 支給対象者となる者を把握するために、<u>住民税システム</u>から入手している。 ○公金受取口座情報 支給対象者について<u>市</u>中間サーバーを使用し、情報提供ネットワークシステムを通じて入手している。 <u>(削除)</u>	個人情報を入手しないに伴う文言整理等
Ⅱ3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	公金口座登録法第 10 条において、…(略)…	<u>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第 10 条(令和3年法律第 38 号)</u> において、…(略)…	文言整理
Ⅱ3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用の主体 使用者数	<u>10 人以上 50 人未満</u>	<u>10 人未満</u>	職員実数に更新
Ⅱ3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	<u>1 受付事務</u> <u>申請者(請求者)からの申請書類を収受する。</u> <u>2 審査事務</u> <u>収受した書類に記載された内容を審査する。</u> <u>3 給付事務</u> <u>支給要件の該当者へ給付金を支給する。</u>	<u>調整給付の支給口座を照会するために使用する。</u>	実務に即した文言整理

Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	<u>1 個人番号カードなどにより、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。</u> <u>2 内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。</u>	(削除)	実務に即した文言整理
Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析	<u>特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。</u>	<u>特定個人情報に関する統計分析については実施しない。</u>	文言整理
Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	<u>給付金の支給不支給の決定を行う。</u>	(削除)	実務に即した文言整理
Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	<u>令和6年6月 28 日</u>	<u>令和6年7月1日</u>	情報提供ネットワークシステムにおいて公金受取口座を照会した日付に修正
Ⅱ 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<u><札幌市における措置></u> <u>・特定個人情報が記載された申告書等の紙媒体は、施錠管理を行っている場所に保管する。</u> <u>・特定個人情報を保存するサーバはサーバラックを施錠して職員以外の出入りのない事務室内に設置している。</u> <u>また、情報を暗号化して保存しており、インターネットへの接続はない。</u> <u><中間サーバーにおける措置></u> <u>1 中間サーバーはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前の入館・</u>	<u><札幌市における措置></u> <u>1 本給付金事務においては、情報提供ネットワークシステムを用いて公金受取口座情報を取得する。</u> <u>2 情報照会内容、情報照会結果は、市中間サーバーに保管される。</u> <u><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></u> <u>1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分</u>	札幌市情報公開・個人情報保護審議会(諮問第 150 号)の答申に基づく修正

	入室の申請との照合を行う。 2 特定個人情報、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<u>証明書と事前申請との照合を行う。</u> <u>2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</u>	
Ⅱ 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 期間	5年	1 年未満	札幌市情報公開・個人情報保護審議会(諮問第 150 号)の答申に基づく修正
Ⅱ 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	札幌市公文書管理規則別表により、「会計経理に関する公文書」の保存期間は5年とされている。	<u>情報提供ネットワークシステムの情報照会内容、情報照会結果は、保存期間後に市中間サーバーが自動で削除する。保存期間については、地方公共団体情報システム機構が別途示すこととなっている。</u>	札幌市情報公開・個人情報保護審議会(諮問第 150 号)の答申に基づく修正
Ⅱ 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<札幌市における措置> ・紙媒体は、保存期間満了後に物理的に破砕する。 ・電子データについて、保管期間満了後に一括して削除を行う。機器廃棄等時は、物理的に破砕する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバーの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバーの	<u><札幌市における措置></u> <u>1 情報提供ネットワークシステムの情報照会内容、情報照会結果は、保存期間後に市中間サーバーが自動で削除する。保存期間については、地方公共団体情報システム機構が別途示すこととなっている。</u> <u>2 誤った情報照会等により情報照会結果を残しておくのが不適切な場合には、業務担当者が、照会結果を削除することとなっている。</u> <u><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></u> <u>1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</u> <u>2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・</u>	札幌市情報公開・個人情報保護審議会(諮問第 150 号)の答申に基づく修正

	<u>保守・運用を行う事業所が、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</u>	<u>プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</u>	
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(図の差し替え)	(図の差し替え)	情報提供ネットワークシステムにおいてのみ特定個人情報を扱うことに伴う項目整理
Ⅲ2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く) リスク1対象者以外の情報の入手を防止する措置	・ <u>窓口対応では、個人番号カード等の身分証明書の提示により本人確認を行い、対象者であることを確認している。</u> ・ <u>電話対応では、本人の氏名、生年月日、現住所等の聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認している。</u>	<u>情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはない。</u>	情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手しないことに伴う文言整理
Ⅲ2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く) リスク1必要な情報以外を入手することを防止する措置	・ <u>支給事務における各書類は、氏名、振込先口座情報等、必要最低限の情報のみを記載する様式としており、必要以上の情報が記載できない様式となっている。</u>	<u>情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはない。</u>	情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手しないことに伴う文言整理
Ⅲ2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く) リスク1リスクへの対策	<u>特に力を入れている</u>	<u>十分である</u>	評価の見直し
Ⅲ2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く) リスク2リスクに対する措置	・ <u>支給対象者から入手する場合においては、本人確認を行った上で、事業目的を明らかにし、個人情報の利用方法等を説明している。</u>	<u>情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはない。</u>	情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手しないことに伴う文言整理
Ⅲ2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く)	・ <u>庁内連携により入手する情報は、既に本人確認が行われている。</u>	<u>情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはない。</u>	情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手

手を除く) リスク3本人確認措置	・窓口での申請等で本人の個人情報を入手する場合には、<u>個人番号カード、運転免許証、パスポート、在留カードなどの公的身分証明書の提示を受ける。</u> ・電話において個人情報を入手する場合には、本人の氏名、生年月日、現住所等の聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認している。		しないことに伴う文言整理
Ⅲ2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く) リスク3真正性確認の措置	・<u>個人番号カード等の身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。</u>	<u>情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはない。</u>	情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手しないことに伴う文言整理
Ⅲ2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く) リスク3正確性確保の措置	・<u>入手した特定個人情報は、システムで確認した特定個人情報と突合して正確性を確保する。</u> ・<u>窓口における申請等では、その場で本人が記載するため、正確性を確保している。</u> ・<u>正確性に疑義が生じた場合には随時に調査を行い、必要に応じたデータ修正を行うことで、正確性を確保する。</u>	<u>情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはない。</u>	情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手しないことに伴う文言整理
Ⅲ2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く) リスク4リスクに対する措置	・紙媒体による入手の場合は、調整給付金システムに登録完了後、鍵の掛かるキャビネットに保管している。 ・職員に対しては、情報セキュリティ研修を定期的を実施し、保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則等について周知を図っている。	<u>情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはない。</u>	情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手しないことに伴う文言整理
Ⅲ3. 特定個人情報の使用 リスク1宛名システム等における措置	1 給付金業務に関する宛名情報の保存は、システム基盤(税宛名)において実施しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 2 給付金業務以外との情報連携が行われるためには、<u>札幌市個人情報保護審議会による承認など札幌市個人</u>	1 給付金業務に関する宛名情報は、システム基盤(税宛名)に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 2 給付金業務以外との情報連携を行うためには、<u>札幌市情報公開・個人情報保護審議会による点検など札幌</u>	文言整理

	<u>情報保護条例</u>に基づく手続きを行わなければならないこととなっている。 …(略)…	<u>市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年条例第36号)</u>に基づく手続きを行わなければならない。 …(略)…	
Ⅲ3. 特定個人情報の使用 リスク1事務で使用するシステムにおける措置	・システム基盤(市中間サーバ)との連携は、番号制度に伴う、他の地方公共団体等との情報連携に必要な範囲に限定する。 ・<u>情報照会等を行う場合には、専用端末を利用して、指定されたユーザ ID 及びパスワードでログインした場合のみアクセス出来るよう設定し、担当職員以外が当該事務情報を参照できない仕組みとしている。</u>	システム基盤(市中間サーバ)との連携は、番号制度に伴う、他の地方公共団体等との情報連携に必要な範囲に限定する。 <u>(削除)</u>	文言整理
Ⅲ3. 特定個人情報の使用 リスク3リスクに対する措置	・<u>特定個人情報の使用は、法令等の規定がある場合を除き認められない旨を職員に周知する。</u> ・<u>事務外で使用した場合には、操作者個人を特定可能であることを周知し、事務外の使用を抑止する。</u> ・<u>職員に対しては、個人情報保護に関する研修及び情報セキュリティ自己チェックを実施している。</u>	・<u>外部記憶媒体へのコピーを禁止している。また、外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、情報の不正な持ち出しを禁止している。</u> ・<u>システム操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用するに対する注意喚起を行っている。</u>	文言整理
Ⅲ3. 特定個人情報の使用 リスク3リスクへの対策	<u>特に力を入れている</u>	<u>十分である</u>	評価の見直し
Ⅲ3. 特定個人情報の使用 リスク4リスクに対する措置	・<u>記憶媒体内に保管する情報は、全て暗号化及びパスワードを設定し関係者のみが重要な情報資産であることを認識できるようにしている。</u> ・<u>バックアップファイルの作成は、職員以外出入りのない執務室において、インターネットに接続していない、施錠されたサーバラック内のサーバにおいて実施している。</u> ・<u>職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行い、業</u>	・<u>システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。</u> ・<u>セキュリティ実施手順にシステム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。</u>	文言整理

	務外又は不必要な情報の複写及び複製の禁止等について指導している。		
Ⅲ6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2リスクに対する措置	…(略)… ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ <u>中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</u> …(略)…	…(略)… ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ <u>情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。</u> …(略)…	文言整理
Ⅲ6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3リスクに対する措置	<u>・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</u>	<u>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</u> <u>情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、照会対象者の正確な特定個人情報を入手することが担保されている。</u>	文言整理
Ⅲ7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜札幌市における措置＞ <u>1 通常業務使用する端末自体には、特定個人情報を保管していない。</u> <u>2 特定個人情報は暗号化して職員以外の出入りのない事務室内のサーバに保存しており、サーバラックを施錠している。</u> <u>3 記憶媒体は暗号化・パスワード設定を行ったうえで金庫で保存している。</u>	＜札幌市における措置＞ <u>1 サーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。</u> <u>2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。</u> <u>3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。</u>	文言整理

	…(略)…	…(略)…	
Ⅲ7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<札幌市における措置> コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 <u>また、特定個人情報を保存するサーバはインターネット接続を行わない。</u> …(略)…	<札幌市における措置> 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 <u>併せて、端末機及びサーバ機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。</u> <u>2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。</u> …(略)…	文言整理
Ⅲ7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1リスクへの対策	<u>十分である</u>	<u>特に力を入れている</u>	評価の見直し
Ⅲ7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3手順の内容	<u>1 保管年数を経過した情報は消去する。</u> <u>2 磁気ディスク等の廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。</u>	<u>情報提供ネットワークシステムの情報照会内容、情報照会結果は、保存期間後に市中間サーバーが自動で削除する。</u>	実務に即した文言整理
Ⅲ7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3リスクへの対策	<u>特に力を入れている</u>	<u>十分である</u>	評価の見直し
Ⅳ2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	<u>十分である</u>	<u>特に力を入れている</u>	評価の見直し
Ⅳ2. 従業者に対する教育・啓発	<札幌市における措置> 本給付金事務にかかわる職員(臨時職員等を含む。)に	<札幌市における措置> 本給付金事務にかかわる職員(<u>会計年度任用職員</u>等を	文言整理

具体的な方法	対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ <u>1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</u> <u>2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</u>	含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ <u>IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</u>	
VI1. 基礎項目評価 ①実施日		<u>令和6年6月 10 日</u>	記載漏れ
VI3. 第三者点検 ①実施日		<u>令和6年 12 月 26 日</u>	札幌市情報公開・個人情報保護 審議会実施に伴う追記
VI3. 第三者点検 ②方法		<u>学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。</u>	札幌市情報公開・個人情報保護 審議会実施に伴う追記
VI3. 第三者点検 ③結果		<u>「評価書の「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去」の欄につき、特定個人情報そのものの保管等について記載すべきか、特定個人情報に紐づく可能性のあるもの全てについて記載すべきかの点に疑義があるため、この点を確認の上、所要の修正を行うことを条件として、特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措置は適正であると認められるため、審議会として妥当であると判断します。」との答申を得た。</u>	札幌市情報公開・個人情報保護 審議会実施に伴う追記

※上記のほか、文意を変えない範囲での軽微な字句修正を行っております。